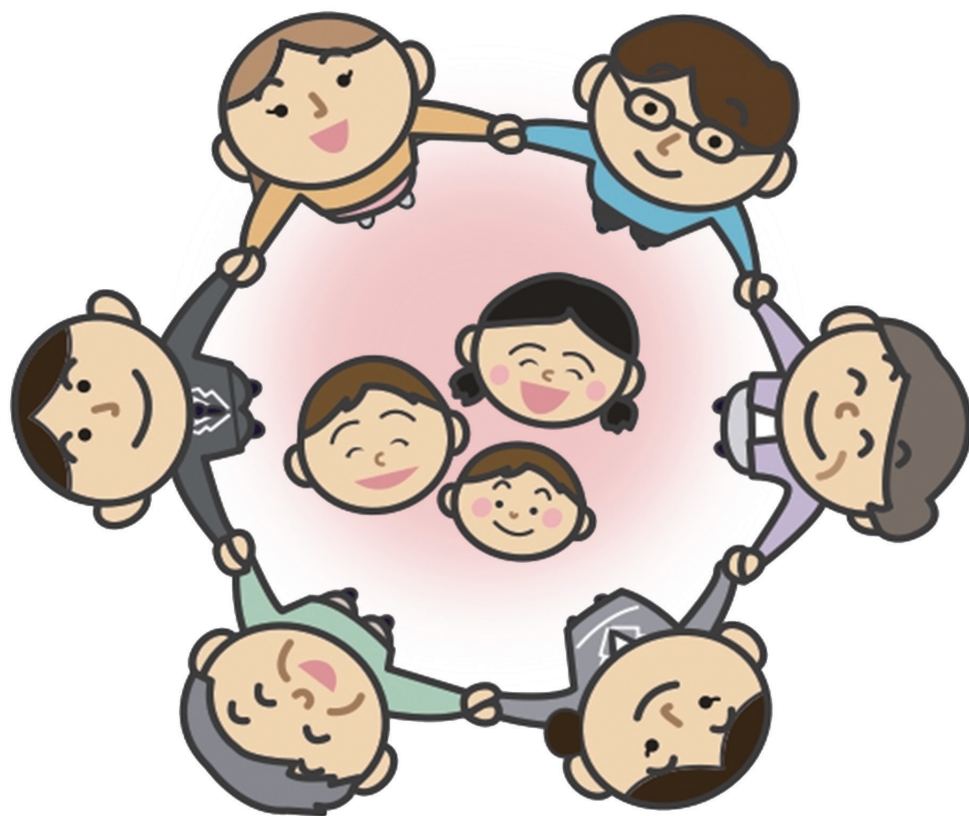


第3期 川西町 子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

概 要 版



令和7年3月
山形県川西町

1

第3期川西町 子ども・子育て支援事業計画とは

計画策定の趣旨

すべての子どもたちが、豊かな環境の中で元気にのびのび育ち、町を愛し、住み続け、暮らしていくことは町民すべての願いです。

本町では、平成27年3月に「川西町子ども・子育て支援事業計画」、続いて令和2年3月に「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会と子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、計画的な推進に取り組んできました。

第2期計画が令和6年度末をもって満了することから、第2期計画を検証し、本町の子育ての実情や国等の動向にも対応し、「第3期川西町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とします。計画期間中の年度ごとに進捗評価を行い、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合には、計画の中間年度（令和9年度）を目安に計画の見直しを行うなど、弾力的な対応を図ります。

平成 27 年度～ 平成 31 年度	令和2年度～ 令和6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
川西町子ども・子育て 支援事業計画	第2期川西町子ども・ 子育て支援事業計画	進捗評価				
		第3期川西町子ども・子育て支援事業計画				
				中間見直し		計画見直し

基本理念

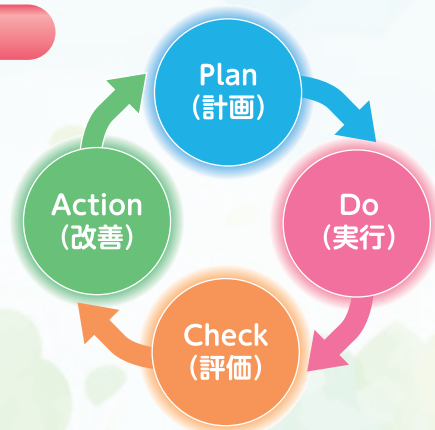
すべての子どもたちの笑顔があふれる まちづくり

本計画においては、令和5年に閣議決定された「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の視点も踏まえ、すべての子どもたちが、豊かな環境の中で心身ともに健やかに成長し、町を愛し、誇りを持って住み続けることができるよう、社会全体で子育てを支援する体制の構築に努め、子育て支援の施策を推進します。

計画の進行管理及び計画の点検・評価

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて、効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、PDCAサイクルを確立します。

子ども・子育て会議において、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。



2 本町の現状からみる課題

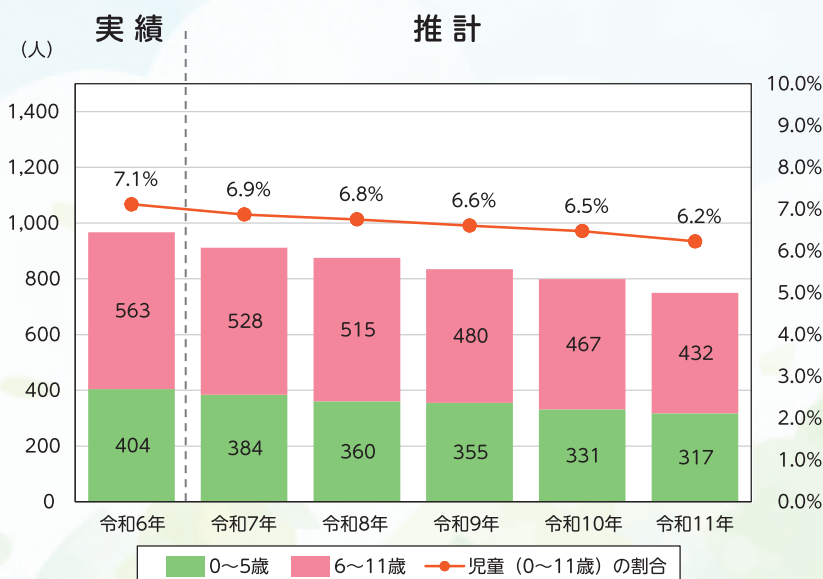
- 出生数は減少しているものの、教育、保育の需要は継続的に見込まれることから、保育ニーズを踏まえた教育・保育事業の充実が求められます。
 - 妊娠初期から出産、子育てまで切れ目のない支援が受けられるよう、本町では母子手帳交付時の面談、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業や妊婦健診の実施、子育て支援拠点事業、各種相談事業等に取り組んでいます。少子化や核家族化により家族形態が変化し、地域とのつながりも希薄化していく中で、孤立して悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、身近な地域で支援していく体制の構築が求められます。
 - 働きながら安心して子どもを産み育てることができるよう、企業も含め、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を浸透させていくことが重要となっており、さらなる周知が必要です。
 - ライフスタイルの多様化や国による働き方改革なども進んでいく中で、教育・保育事業へのニーズが高まっており、各家庭が希望する生活を実現することができるよう、多様な子育て支援施策を充実させるとともに様々なニーズに対応したサービスの提供が求められます。
 - 近年、障がいのある子どもや、発達の気になる子どもが増加しており、子どもの発達状況に応じた支援が求められています。また、ひとり親家庭や貧困家庭等、不安を抱える家庭への支援も大きな課題です。
- 関係各課や専門機関等との連携・協働による子育て環境の整備が求められます。

3 子ども・子育て支援の量の見込み、確保方策

子ども人口の推計

子ども人口の推計について、0～5歳では令和6年には404人、令和11年には317人と推計され、6～11歳では令和6年には563人、令和11年には432人と推計されます。

令和6年から令和11年にかけての子ども人口の推移をみると、0～5歳は令和6年の78.5%、6～11歳は令和6年の76.7%に減少すると予測されます。



● 教育・保育事業

①1号認定(幼稚園、認定こども園)

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況に関わらず3歳から入園できます。3歳になる学年(満3歳児)の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所の機能を併せ持つ施設です。

【量の見込み、確保方策及びその考え方】※一部抜粋

- 適切に量を見込み、確保の内容について検討します。
- 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事による指導・助言の強化を検討します。
- 「小中学校における医療的ケアのガイドライン」(令和元年8月策定)に基づき実施上の配慮事項、適切な実施体制を整備し、医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等を図ります。

②2号認定(認可保育所、認定こども園)

認可保育所とは保護者の就労や何らかの理由で、家庭で子どもをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所の機能を併せ持つ施設です。

【量の見込み、確保方策及びその考え方】※一部抜粋

- 勤務地の関係で町外の保育施設を希望する場合は、所在地市町との入所調整を図ります。
- 保護者の就労等により、子どもを休日等も預けたい保護者のニーズに対応し、支援体制の拡大を図ります。

③3号認定(認可保育所、地域型保育事業、小規模保育事業)

地域型保育事業とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の総称で、本町では小規模保育事業を実施しています。

小規模保育事業は、国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人のものです。

【量の見込み、確保方策及びその考え方】

- 0～2歳児の受け入れを確保するため、適正な体制を整えます。



● 教育・保育事業の量の見込み、確保方策

教育・保育事業二ズ量の見込み、確保方策は、国が示す手引きを参考にしながら、これまでの利用状況や今後の出生数の動向から独自の推計方法に基づき量の見込み、確保方策を算出しました。

					単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度		
1号認定	量の 見込み	町内在住者		町内施設利用予定者		人	70	70	61	55	53	
	確保 方策	特定教育・ 保育施設		町内施設	町内在住者	人	205	205	205	205	205	
2号認定	量の 見込み	町内在住者		町内施設利用予定者		人	137	127	120	109	105	
				町外施設利用予定者		人	22	20	19	17	16	
		町外在住者				人	3	3	3	3	3	
		計				人	162	150	142	129	124	
3号認定	確保 方策	特定教育・ 保育施設		町内施設	町内在住者	人	130	130	130	130	130	
	量の 見込み	0歳児	町内在住者		町内施設利用予定者		人	8	8	7	7	7
					町外施設利用予定者		人	2	2	2	2	2
			町外在住者				人	2	2	2	2	2
					計		人	12	12	11	11	11
		1歳児	町内在住者		町内施設利用予定者		人	34	34	32	31	30
					町外施設利用予定者		人	7	7	7	7	7
			町外在住者				人	4	4	4	4	4
					計		人	45	45	43	42	41
		2歳児	町内在住者		町内施設利用予定者		人	42	42	40	38	36
					町外施設利用予定者		人	6	6	6	6	6
			町外在住者				人	2	2	2	2	2
					計		人	50	50	48	46	44
	確保 方策	0歳児	特定教育・ 保育施設		町内施設	町内在住者	人	28	28	28	28	28
			上記以外		町内施設	町内在住者	人	4	4	4	4	4
						町外在住者	人	2	2	2	2	2
			計		人	34	34	34	34	34		
		1歳児	特定教育・ 保育施設		町内施設	町内在住者	人	45	45	45	45	45
			上記以外		町内施設	町内在住者	人	5	5	5	5	5
						町外在住者	人	1	1	1	1	1
			計		人	51	51	51	51	51		
		2歳児	特定教育・ 保育施設		町内施設	町内在住者	人	52	52	52	52	52
			上記以外		町内施設	町内在住者	人	6	6	6	6	6
						町外在住者	人	1	1	1	1	1
			計		人	59	59	59	59	59		



● 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業として、以下の事業を実施します。

利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

妊婦健康診査

妊婦と胎児の健康状態の確認、妊娠疾患の早期発見や予防を行うことを目的として実施される定期健診です。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、子育て支援センター等において、一時的に預かり、必要な保育を行います。

病児保育事業

自宅での安静を必要とする場合、仕事や冠婚葬祭などの理由から家庭で保育することができない保護者に代わって一時的に保育します。

子育て世帯訪問支援事業

不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴や家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保護者の就労要件などを問わず、保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない子ども(0歳6か月～満3歳未満)を、月一定時間内で保育所などに通わせることができる新たな制度です。令和8年度から全国的にスタートし、本町においても実施予定です。

妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日において、保育所等で保育を実施します。

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の学童教室、地区交流センター、町公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。
放課後子ども教室は学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進します。

親子関係形成支援事業

講義やグループワーク等を通じて、情報提供、相談及び助言を実施するとともに同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報交換ができる場を設ける等の必要な支援を行い、親子間の適切な関係性の構築を図ります。

産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。



● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み、確保方策は、国が示す手引きを参考にしながら、これまでの利用状況や今後の出生数の動向から独自の推計方法に基づき量の見込み、確保方策を算出しました。

		単位	実績		量の見込み、確保方策				
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	子ども家庭センター型 (令和5年度は母子保健型)	か所	1	1	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	施設数	か所	1	1	1	1	1	1	1
	延べ利用者数	人日	1,022	720	800	800	800	800	800
妊婦健康診査	利用者数	人	59	65	61	57	53	50	46
乳児家庭全戸訪問事業	利用者数	人	46	58	60	62	64	67	69
養育支援訪問事業	利用者数	人	34	20	20	20	20	20	20
ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	延べ利用者数	人日	45	10	10	10	12	13	15
一時預かり事業	幼稚園型	人日	7,713	7,047	6,600	6,600	6,400	6,400	6,200
	一般型	人日	31	15	30	30	30	30	30
延長保育事業	延べ利用者数	人日	416	432	430	430	410	410	400
病児保育事業	施設数	か所	1	1	1	1	1	1	1
	延べ利用者数	人日	635	500	520	520	550	560	580
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	小学1年生	人	70	62	53	57	43	53	44
	小学2年生	人	50	69	58	53	57	43	53
	小学3年生	人	40	50	53	46	42	45	34
	小学4年生	人	36	33	25	29	25	23	24
	小学5年生	人	23	29	27	25	29	25	23
	小学6年生	人	18	20	18	18	17	19	16
	合計	人	237	263	234	228	213	208	194
子育て世帯訪問支援事業	延べ利用者数	人日	20	8	2	2	2	2	2
親子関係形成支援事業	利用者数	人	6	7	7	7	7	7	7
妊婦等包括相談支援事業	面談実施回数	回	37	46	70	70	70	70	70
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	0歳児	人			0	24	24	24	24
	1歳児	人			0	12	12	12	12
	2歳児	人			0	0	0	0	0
	合計	人			0	36	36	36	36
産後ケア事業	延べ利用者数	人	48	66	40	40	40	40	40



4 子ども・子育て支援の施策

施策の体系図

本町では以下の施策の体系ごとに様々な子ども・子育てに関する支援を実施します。

基本理念 すべての子どもたちの笑顔があふれる まちづくり

【基本目標】

【推進施策】

子ども・
子育て支援
事業展開

地域における子育ての支援

①教育・保育事業の提供体制の確保

②地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

①母性並びに乳幼児などの
健康の保持増進

①子どもと母親の健康の保持増進

②「食育」の推進

③思春期保健対策の充実

④医療の充実

②子どもの心身の健やかな
成長に資する教育環境の
整備

①次代の親の育成

②子どもの生きる力の育成に向けた教育環境

③家庭や地域の教育力の向上

④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

③子育てを支援する生活環境
の整備

①良質な住宅環境の確保

②安全な道路交通環境の整備

③安心して外出できる環境の整備

④安全・安心なまちづくりの推進等

④仕事と家庭の両立の推進

①多様な働き方の実現と働き方の見直し

②仕事と子育ての両立の支援

⑤子ども等の安全の確保

①子どもの交通安全を確保する活動の推進

②子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

③犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの支援

⑥要保護児童への対応など
きめ細かな取組の推進

①児童虐待防止対策の充実

②母子・父子家庭への自立支援の推進

③配慮が必要な子どもと家庭への支援

その他の
施策展開

施策の視点

- ①「こどもまんなか社会」の実現のために
- ②仕事をしながら子育てをするために
- ③子どもの健やかな成長と学びの充実のために
- ④誰一人取り残さないために

第3期 川西町
子ども・子育て支援事業計画
令和7年度～令和11年度【概要版】

発行日：令和7年3月 発行者：川西町 健康子育て課
所在地：〒999-0193 山形県東置賜郡川西町大字上小松977番地1
電話：0238-42-2111（代表）